

【專光寺文書】 金澤
專光寺御房

一〇四三
蓮 如

於諸門下企惡行之由、其聞在之、言語道斷之次第也。所詮向後、於如此之致張行之輩者、永可放聖人之御門徒、此趣堅可有成敗者也。謹言。

(長享二年)
七月四日 蓮 如在判
專 光 寺

七月四日。本願寺蓮如、河北郡光德寺門徒に、その惡行を誡む。

一〇四四

【光德寺文書】 鹿島郡
於諸門下企惡行之由、其聞在之、言語道斷之次第也。所詮向後、於如此之致張行之輩者、永可放聖人之御門徒中、此趣堅可有成敗者也。謹言。

(長享二年)
七月四日 蓮 如在判
光德寺門徒中へ

八月廿七日。足利義尙、山城常在光寺に、石川郡中興保を寄進す。

【蔭涼軒日録】

一〇四五

寄進 常在光寺

美作國鹽湯郷公文職、遠江國深見郷、加賀國中興保、越中國和澤村等伊勢鶴壽跡

右所寄進之狀如件。

長享二年八月廿七日
右近衛大將源朝臣(足利義尙) 在判

九月二日。石川郡白山宮惣長吏澄賢、同宮莊嚴講所新入衆を舉達す。

一〇四六

【白山比咩神社文書】 石川郡
白山寺莊嚴講所

新入衆事

地藏院

兵部卿公奉

同

輔 公奉

右令舉達處如件。

長享二

九月二日

澄 賢 在判

一和尙御房

十月廿四日。本願寺蓮如、河北郡光德寺に、諸門徒の亂妨を誡む。

一〇四七

【眞念寺文書】 近江
當國中之門徒面々、事外國中致亂妨候之由申候。言語道斷次第候。早く成敗候て可有停止候。若無承引者、不可爲門徒候。此趣能々可有披露候。恐々謹言。

(長享二年)
十月廿四日 蓮 如在判
木 越

光 德 寺

長享三年
延德元年

己酉 八月廿一日紀元二一四九
改元

四月。假掲

【府中山王社懸繪裏書】 鹿島郡
延德元己酉年四月吉日

一〇四八

延德元年

畠山義統家臣

願主 溫井主殿隆安敬白

(この裏書は、延德元年四月畠山義統の臣溫井主殿隆安の寄進せる懸繪なることをいへり。然れども延德元年は八月廿一日の改元たるのみならず、態様すべて當代のものにあらず。その假作たること明らかなり。長祿三年正月の條参照。)

七月廿六日。石川郡白山宮惣長吏澄賢、同宮莊嚴講所新入衆を舉達す。

一〇四九

【白山比咩神社文書】 石川郡
白山莊嚴講

新入事

僧口坊

二位公奉

右令舉達處如件。

長享三

七月廿六日

澄 賢 在判

四四五